別紙様式第４

第　　　　　号

年　　月　　日

香 川 県 知 事　 殿

申請者　所在地

事業者名

代表者名

年度　消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

　　　　　　年　　月　　日　　第　　　号により交付決定があった令和　年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金について、令和　年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱第５の（７）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

　　　２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

　　　３　添付書類

　　　　　　記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

報告書の積算の内訳書

（様式：返還額が0円の場合）

１　補助事業者名

２　所在地

３　補助事業名

４　補助金確定額

５　仕入控除税額の概要

例：

・消費税の申告義務がないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がな

い。

・簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

・仕入控除税額の計算を個別対応方式により行い、かつ、補助金の使途がすべて「非課税売上のみに要するもの」として申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

・補助金の使途(補助対象経費)が非課税仕入に該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

・特定収入割合が５％を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

など

※添付書類

　●特定収入割合が5％を超える公益法人等は特定収入割合がわかる書類等

報告書の積算の内訳書

（様式：課税売上割合95％以上の場合）

１　補助事業者名

２　所在地

３　補助事業名

４　補助金確定額

５　仕入控除税額の概要

※添付書類

●補助金の交付を受けた年度の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

●付表２　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

報告書の積算の内訳書

(様式：一括比例配分方式で、返還がある場合)

１　補助事業者名

２　所在地

３　補助事業名

４　補助金確定額

５　仕入控除税額の概要

（１）補助対象経費の内訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 課税仕入 | 非課税仕入 | 合計 |
| 補助対象経費の内訳 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

（２）課税売上割合＝課税売上高(税抜き)／総売上高(税抜き)

（３）支出(補助対象経費)のうち課税仕入れの占める割合

（４）仕入控除税額(補助金返還相当額)

※添付書類

●補助金の交付を受けた年度の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

●付表２　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

報告書の積算の内訳書

(様式：個別対応方式で返還がある場合)

１　補助事業者名

２　所在地

３　補助事業名

４　補助金確定額

５　仕入控除税額の概要

（１）補助対象経費の内訳

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 課税仕入 | | | 非課税仕入 | 合計 |
| 課税売上  対応分 | 非課税売上  対応分 | 共通  対応分 |
| 補助対象経費の内訳 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |

（２）課税売上割合＝課税売上高(税抜き)／総売上高(税抜き)

（３）仕入控除税額(補助金返還相当額)

※添付書類

●補助金の交付を受けた年度の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

●付表２　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）